

京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、中小企業等が実施する従業員の奨学金返済支援の取組を支援する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、京都府中小企業団体中央会が実施する就労・奨学金返済一体型支援事業に要する経費のうち、別表第1に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

2 前項の規定にかかわらず、租税公課、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費のうち、別表第2において定める額で、毎年度予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金交付申請書（第1号様式）によって、事業を開始するまでに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書

(決定の通知)

第5条 条例第10条第1項又は第2項の規定により交付を決定したときは、条例第12条第1項に基づき京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 条例第10条第3項の規定により不交付を決定したときは、条例第12条第2項に基づき京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例

第10条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助額が変更となるもの

(2) 補助額に変更がない場合でも、交付決定した補助対象経費の内訳の変更が3割以上となるもの

(3) 補助目的が変更となるもの

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等の承認の申請は、京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)により行うものとする。

(補助金の概算払)

第8条 条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金概算払請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金実績報告書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(補助金等の交付額の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、同条の報告書及び市長等が定める書類の審査等により、補助事業の実績が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、条例第19条に基づき京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金交付額決定通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の

施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

補助対象経費	・ 京都府中小企業団体中央会が、就労・奨学金返済一体型支援事業の補助対象者である中小企業等に対して交付する補助金のうち、本店所在地が京都市内である中小企業等に対して支払う加算分 ・ 広報費 ・ 事務費
--------	--

別表第 2（第 3 条関係）

補助対象となる経費	補助金の額
京都府中小企業団体中央会が、就労・奨学金返済一体型支援事業の補助対象者である中小企業等に対して交付する補助金のうち、本店所在地が京都市内である中小企業等に対して支払う加算分	京都府中小企業団体中央会が、就労・奨学金返済一体型支援事業の補助対象者である中小企業等に対して交付する補助金の 2 分の 1 以内 この場合において、千円未満の端数は切り捨てるものとする。
広報費、事務費	定額

第 1 号様式（第 4 条関係）

京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請団体の所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7 8 番地 京都経済センター 3 階	申請団体の名称及び代表者名 京都府中小企業団体中央会 会長

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
申請する事業の 必要性及び内容	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
申請事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円
補助金の申請理由	
添 付 書 類	

第 2 号様式（第 5 条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都府中小企業団体中央会
会長 様

京都市長
(担当：産業観光局)

京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

交 付 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。 (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第 3 2 条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。 (3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。 (4) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長等が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。 (5) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長等の承認を受ける必要があります。 (6) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長等に報告し、その指示を受ける必要があります。 (※ 減額して交付するときは、その理由の付記と訴訟等の教示を入れる。)

第3号様式（第5条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都府中小企業団体中央会
会長 様

京都市長
(担当：産業観光局)

京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、通知します。

記

不 交 付 理 由	
-----------	--

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第4号様式（第7条関係）

京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金変更承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3階	補助金交付団体の名称及び代表者名 京都府中小企業団体中央会 会長

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定を受けた京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、申請します。

1 変更を申請する内容（該当する箇所のみ記入）

事業の内容	
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
補助事業に要する経費	円
交付を受けようとする補助金の額	円

2 変更する理由

3 添付書類

第 5 号様式（第 7 条関係）

京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金中止・廃止承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7 8 番地 京都経済センター 3 階	補助金交付団体の名称及び代表者名 京都府中小企業団体中央会 会長

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定を受けた
京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金について、下記のとおり、中止
(廃止) したいので、申請します。

中止又は廃止する 理 由	
添 付 書 類	

注 該当する□にレを記入してください。

第 6 号様式（第 8 条関係）

京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金概算払請求書

（宛先）京都市長	年 月 日
申請団体の所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7 8 番地 京都経済センター 3 階	申請団体の名称及び代表者名 京都府中小企業団体中央会 会長

年 月 日付け京都市指令 第 号をもって交付決定を受けた
京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金について、下記のとおり、補助
金の概算払を請求します。

交 付 決 定 額	円
概 算 払 受 領 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

第 7 号様式（第 9 条関係）

京都市就労・奨学金返済一体型支援事業実績報告書

（宛先）京都市長	年 月 日
補助金交付団体の所在地 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 7 8 番地 京都経済センター 3 階	補助金交付団体の名称及び代表者名 京都府中小企業団体中央会 会長

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により事業の実績を報告します。	
補助金交付決定番号	京都市指令 第 号
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
申請事業に要した経費	円
交付を受けた補助金の額	円
補助事業の概要 及び効果	
添付書類	

第8号様式 (第10条関係)

京都市指令 第 号
年 月 日

京都府中小企業団体中央会
会長 様

京都市長
(担当：産業観光局)

京都市就労・奨学金返済一体型支援事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付け京都市指令 第 号に係る京都市就労・奨学金
返済一体型支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付額を確定しまし
たので、通知します。

記

交 付 金 額	円
---------	---